

都区制度の概要

1. 制度の趣旨

都区制度は、東京都の特別区の存する区域において、人口の高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から、当該区域を通じて、都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を除いた上で、一般的に市が処理するものとされている事務を特別区が処理することとするものである。

2. 事務配分の特例

都は、都道府県が処理する事務のほか、特別区に関する連絡調整に関する事務、市町村の事務のうち都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理する。

- ・ 上水道の整備、管理運営
- ・ 一般廃棄物処理施設の設置の許可
- ・ 産業廃棄物処理業の許可等
- ・ 都市計画の決定(上下水道・電気ガス供給施設・産業廃棄物処理施設・市場・と畜場等に関するもの)
- ・ 公共下水道の整備・管理運営
- ・ 消防に関する事務

3. 都区財政調整制度

都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、都が法定の都税(市町村民税(法人分)・固定資産税・特別土地保有税)及び法人事業税交付対象額・固定資産税減収補填特別交付金の合算額の条例で定める一定の割合を、特別区財政調整交付金として特別区に対して交付することにより、都と特別区及び特別区相互間の調整を図るもの。(右図)(令和7年4月1日現在)

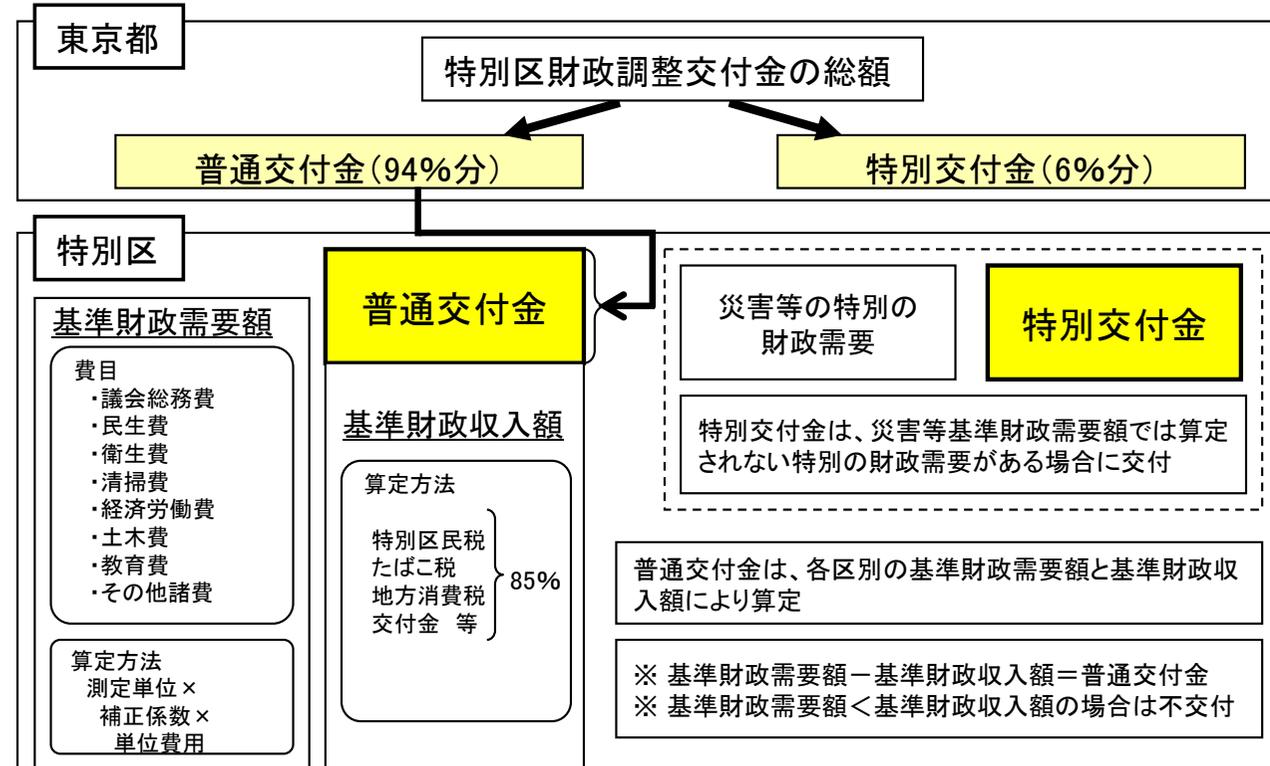
①調整税等・調整率

$$\begin{aligned} & \left[\text{調整税} + \text{法人事業税交付対象額} + \text{固定資産税減収補填特別交付金} \right] \\ & \times \text{調整率(100分の56)} \\ & = \text{特別区財政調整交付金の総額} \end{aligned}$$

※ 都に留保された調整税等(44%)については、消防費、都市計画事業(下水道、公園整備等)等の財源として充てられる。

	都が課税	特別区が課税
普通税	市町村民税(法人分) 固定資産税 特別土地保有税	市町村民税(個人分) 軽自動車税 市町村たばこ税 鉱産税
目的税	事業所税 都市計画税	入湯税

②特別区財政調整交付金



※ 区別算定の結果、各区の普通交付金の合計額が普通交付金の総額を超える場合は、総額に見合うよう各区の普通交付金額を割り落とす。